

令和5年7月31日

鴻巣市長 並木 正年 様

鴻巣市総合振興計画審議会  
会 長 酒 巻 貞 夫

第6次鴻巣市総合振興計画後期基本計画一部改定（案）について（答申）

令和5年6月1日付鴻総政第87号で諮問を受けた第6次鴻巣市総合振興計画後期基本計画一部改定（案）について、本審議会で審議した結果を下記のとおり答申します。

記

本審議会は、令和5年6月1日に「第6次鴻巣市総合振興計画後期基本計画一部改定（案）」について諮問を受け、計2回の会議の中で、慎重に審議を行いました。

全国的な人口減少・少子高齢化、急速に進展するデジタル化等の急激な社会の変化により、私たちの日常生活は大きく変化しています。その一方で、昭和50年代頃までの人口の増加などを背景に整備した市内の公共施設等は老朽化が進み、近い将来、一斉に更新時期を迎えると見込まれています。

第6次鴻巣市総合振興計画後期基本計画一部改定（案）に示された「課題と方向性」は、「様々な課題に対して官民が連携しながら限られた財源を効果的に活用し、公平・公正かつ安定した市民サービスの提供を堅持していく」という第6次鴻巣市総合振興計画基本構想の課題を踏まえたものであり、妥当なものであると認めます。

なお、民間活力の導入を踏まえた公共施設等の跡地利活用等に係る各委員からの意見等について別紙のとおり付記しますので、今後も、市民の主体的な参加と協働を図りながら、市民一人一人が輝き続けられる持続可能なまちづくりに取り組まれることを望みます。

## 民間活力による公共施設の利活用について

- ・民間活力の導入を検討する場合は、情報を多角的に眺め、競合する近隣の状況や立地環境、経済環境等を考慮するとともに、チェック体制を取り入れながら、当該方向性を検討されたい。
- ・地域の方の意見を取り入れながら、様々な分野の中から市民が主体となって利用できるよう有効な活用方法を検討されたい。
- ・跡地利活用を含む市の各種施策等の推進については、「6-3 市民協働とシティプロモーション」を踏まえ、広く周知するとともに、市政への反映に努められたい。